

日向市監査委員告示 第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき令和4年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月7日

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 西 村 豪 武

令和4年度

日向市定期監査報告書

(後期)

日向市監査委員

# 令和4年度 定期監査報告書（後期）

## 1 監査の対象

主として令和4年度の財務に関する事務の執行について

## 2 監査の対象課（かい）等

- (1) 総務部                    総務課 財政課
- (2) 市民環境部            税務課 細島支所 岩脇支所 美々津支所
- (3) 福祉部                   福祉課
- (4) 農林水産部            農業畜産課
- (5) 建設部                   建設課 建築住宅課
- (6) 教育委員会            生涯学習課 図書館 細島公民館 南日向公民館  
美々津公民館

## 3 監査実施期間

令和4年12月12日から令和5年2月10日まで

対象課（かい）等	実施期間
建設課                    図書館 福祉課                    税務課	令和4年12月12日～ 令和5年1月13日
財政課                    生涯学習課 建築住宅課              総務課 農業畜産課	令和5年1月10日～ 令和5年1月30日
岩脇支所                   南日向公民館 細島公民館	令和5年2月6日
細島支所                   美々津支所 美々津支所                美々津公民館	令和5年2月10日

#### 4 監査の方法

令和4年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 課長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

#### 5 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

また、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じられた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨通知されたい。

なお、監査結果報告後の措置状況については、是正（改善）への早期取り組みを促し監査の実効性を高めるため、報告期限を付していることを申し添えます。

報告期限 令和5年3月24日（金）

指 摘 項 目		件 数			
		指摘事項	注意事項	意見・要望事項	計
収入 事務	（補助金等に関するもの）【ア】	1	1		2
	（上記を除く）【イ】		11	2	13
支出 事務	（補助金等に関するもの）【ウ】		3		3
	（上記を除く）【エ】				
契 約 事 務 【オ】		2	23	3	28
財 産 （ 物 品 を 除 く ） 【カ】			12		12
物 品 の 管 理 【キ】				2	2
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性 【ク】			29	3	32
指定管理者による公の施設の管理 【ケ】		1	1	1	3
そ の 他 【コ】				1	1
準 公 金 に 関 す る も の 【サ】			1	1	2
合 計		4	81	13	98

## 別紙

### 各課に対する指摘等の内容

※【 】は指摘項目(P 2)参照

#### 1 総務部

##### (1) 総務課

**【意見、要望】** **【キ】**

- ① 「物品納品確認手続き」は、内部統制体制整備のきっかけともなった不適切事務処理の防止策として行われているものであるが、財務関係例規に規定がないなど課題が見られるので関係部局とともに見直し等について検討されたい。

**【注意事項】** **【イ】**

- ① 領収証書の用紙を書損等のために廃棄するときは、日向市財務規則第 41 条第 5 項の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ウ】**

- ② 日向市甲子園高等学校野球大会出場激励金交付金について、実績報告書の期限内提出の指導及び書類審査における精査を適確に実施されたい。

**【オ】**

- ③ 契約書の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

**【ク】**

- ④ 課長補佐が係長を兼務する係において、各種文書における係長決裁欄に押印のないものが見受けられた。兼務職の場合であってもそれぞれの役職欄には押印されたい。

**【ク】**

- ⑤ 着手届や業務完了届（履行確認願）に受付印が漏れているものや、受付日の誤りが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

- ⑥ 収入内訳書に課長補佐決裁漏れが見受けられたので、遺漏のないよう処理されたい。

**【ク】**

- ⑦ マイクロバス運転日報において、アルコールチェック報告や課名の記載漏れが散見されるので、受託者には適正に報告書を作成するよう指導されたい。

##### (2) 財政課

**【意見、要望】** **【ク】**

- ① 歳出予算について、複数の部署が所管する事業費が一元管理による円滑な事

務処理の名目のもと、一つの課の予算に集約された事例があった。予算配当に当たっては、予算執行の責任と事業説明責任を明確にすることを重視し、事業を所管する部署の予算にそれぞれ配当することが原則と解する。今後は実態に則した予算配当を十分検討されたい。

**【注意事項】** **【オ】**

① 契約事務における設計積算が見積書の場合は、設計根拠を明確にするための資料（見積書）を添付されたい。

**【オ】**

② 受注者が提出を要する業務工程表や主任技術者選任通知書について、適正に提出されるよう指導されたい。

**【ク】**

③ 決裁伺書等に決裁日の記載のないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

## 2 市民環境部

### (1) 税務課

**【意見、要望】** **【ク】**

① 契約事務において、他課に関係する業務については、着手届や業務完了届等は関係課へ供覧を求め、業務の進捗等を共有されたい。

**【注意事項】** **【イ】**

① 収入内訳書に課長決裁漏れが散見されたので、遺漏のないよう処理されたい。

**【オ】**

② 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

**【オ】**

③ 契約金額が 100 万円以上の契約の着手届に財政課合議がないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等事務取扱規程第 12 条第 2 項の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

④ 契約事務について、決裁伺書に決裁日、施行日、取扱区分の漏れているものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

⑤ 契約事務において、收受文書に受付印がないもの、供覧されていないものが見受けられたので日向市文書取扱規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

⑥ 職員の被服貸与台帳において、記載誤りや記載漏れが見受けられたので、日向

市職員の被服貸与に関する規則第3条に基づき適正に処理されたい。

## (2) 細島支所

**【指摘事項】** **【オ】**

- ① 清掃業務委託において、設計書の清掃日数の誤りが見受けられたので、適正に処理されたい。

**【注意事項】** **【オ】**

- ① 警備業務委託において、変更契約を行っているが、変更設計書が作成されていなかったもので、適正に処理されたい。

**【オ】**

- ② 契約事務において、予定価格が税抜で表示されているものが散見されたので適正に処理されたい。

**【オ】**

- ③ 契約事務において、請書に約款が添付されていないものが見受けられたので、日向市財務規則第106条第2項の規定に基づき適正に処理されたい。

## (3) 岩脇支所

**【注意事項】** **【イ】**

- ① 証明手数料の払込みに日数を要しているものがあるので、日向市財務規則第43条の規定に基づき適正に処理されたい。

## (4) 美々津支所

**【注意事項】** **【ク】**

- ① 公用車使用市内旅行(依頼)兼自動車運転報告書に使用者名の記載漏れが複数件、使用年の記載漏れ及び使用年の誤りが各1件あったので、日向市自動車管理規則第5条の規定に基づき適正に記載されたい。

## 3 福祉部

### (1) 福祉課

**【指摘事項】** **【オ】**

- ① 生活困窮者居場所サロン事業業務委託契約において、設計額に誤りがあったので、複数人によるチェックや確認の徹底をされたい。

**【注意事項】** **【オ】**

- ① 業務委託における業務完了届が、催告の末、大幅な提出遅れが発生していた。契約に当たっては仕様書や年間スケジュールの確認をはじめ、各種報告書の期限内提出の更なる指導を徹底されたい。

**【オ】**

- ② 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事

請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

**【カ】**

- ③ 所管の行政財産の自動販売機について、行政財産目的外使用申請許可手続により設置されているが、相手方からさらに事業者への転貸となっているので、日向市財務規則第 162 条及び第 162 条の 2 の規定に基づき適正に手続を行われたい。

**【カ】**

- ④ 公有財産台帳において、財産目録の地積と相違が見受けられたので、日向市財務規則第 161 条の規定に基づき、適宜、照合を行い、常に最新の情報になるよう整備されたい。

**【ク】**

- ⑤ 契約事務において、收受文書に受付印や供覧がないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

- ⑥ 決裁伺書に課長補佐欄の押印がないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 21 条の規定に基づき適正に処理されたい。

**【ク】**

- ⑦ 決裁伺書作成において、文書管理システムを使用していないものが見受けられた。また、決裁伺書等に施行日、決裁日、取扱区分、内線番号の漏れているものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

## 4 農林水産部

### (1) 農業畜産課

#### **【指摘事項】**

**【ケ】**

- ① 指定管理者が料金を過徴収していたことについて、誤った事務処理がされた経緯や背景を検証された上で、市と指定管理者双方による再発防止に向けた検討及びマニュアル化とその運用に早急に取り組まれたい。

#### **【意見、要望】**

**【サ】**

- ① 準公金取扱について、係ごとに違った方法で管理されている通帳、印鑑については、事故防止等、内部統制を図る意味からも統一されたい。

#### **【注意事項】**

**【ア】**

- ① 交付決定があった県補助金及び繰越明許費の県支出金の調定手続が行われていないものがあるので、日向市財務規則第 27 条のとおり適正に手続されたい。

**【イ】**

- ② 既に契約締結しているシステム利用料で支出負担行為が行われていないので、日向市財務規則第 13 条の規定のとおり、適正に処理されたい。



【ウ】

- ③ 補助金の様式に補助金交付要綱と異なるものが散見されたので、補助金交付要綱に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ④ 契約書の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

【カ】

- ⑤ 所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき適正に処理されたい。

【カ】

- ⑥ 所管施設の自動販売機について、行政財産目的外使用申請許可等の手続が確認できないものがあつたので、日向市財務規則等の規定により適正に手続を行われたい。

【ク】

- ⑦ 契約事務において、決裁伺書の取扱区分、内線番号に記入がないものがあつたので、日向市文書取扱規程第16条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑧ 契約事務において、受付印や供覧がないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第13条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑨ 被服台帳において、未処理のものが見受けられたので、日向市職員の被服貸与に関する規則に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑩ 補助金等の收受文書について、受付印及び文書受付番号の記載のないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第13条に基づき適正に処理されたい。

【ケ】

- ⑪ 指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金承認申請書の提出が確認できなかったので、各所管施設の条例、規則等に基づき適正に手続を行われたい。

## 5 建設部

### (1) 建設課

#### 【意見、要望】

【オ】

- ① 雨水排水業務委託に関してはリスク管理の面からも、年度当初に契約するように努められたい。

【オ】

② 出来形管理基準について、発注側、受注側の共通認識の基で運用が図れるよう出来高管理基準及び規格値に基づき対応されたい。

【ク】

③ 書類については、時系列に綴るように努められたい。

**【注意事項】**

【オ】

① 用地測量等に係る発注に当たっては、測量法に基づき、身分証明書を発行し、受注者には立ち入る者全員に携帯を求められたい。

【オ】

② 設計単価の参考見積を徴収する際は日向市文書取扱規程第 33 条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

③ 契約事務において、請書に約款が添付されていないものが見受けられたので、日向市財務規則第 106 条第 2 項の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

④ 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

【オ】

⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等により実施義務の対象となる建設工事については、遺漏のないよう適正に処理されたい。

【オ】

⑥ 工事設計に計上すべき交通誘導員の漏れがあったことから、設計書の精査においては遺漏のないよう適正に処理されたい。

【オ】

⑦ 契約事務において、印紙が正しく貼付されていないものがあつたので、印紙税法等に基づき適正に対応されたい。

【カ】

⑧ 公有財産台帳において、財産目録の地積と相違が見受けられたので、日向市財務規則第 161 条の規定に基づき、適宜、照合を行い、常に最新の情報になるよう整備されたい。

【ク】

⑨ 契約事務について、決裁伺書に施行日、決裁日、取扱区分の漏れているものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

⑩ 契約事務において押印を必要としない欄は日向市文書取扱規程第 19 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑩ 被服台帳において、未処理のものが見受けられたので、日向市職員の被服貸与に関する規則に基づき適正に処理されたい。

## (2) 建築住宅課

### 【意見、要望】 【ケ】

- ① 指定管理者の領収証書に書損が多く見受けられたので、適切に指導を行われたい。

### 【注意事項】 【オ】

- ① 契約書の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

### 【ク】

- ② 契約事務において押印を必要としない欄は日向市文書取扱規程第19条の規定に基づき適正に処理されたい。

### 【カ】

- ③ 市営住宅等所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき適正に処理されたい。

## 6 教育委員会

### (1) 生涯学習課

#### 【指摘事項】 【ア】

- ① 児童生徒健全育成事業補助金において、個人所有のポイントカードによる支払が見受けられたので、今後このようなことが起きないように、適正に指導されたい。

#### 【意見、要望】 【コ】

- ① 日向市青少年指導員連絡協議会事務局長不在の対応策について検討されたい。

#### 【注意事項】 【ウ】

- ① 児童生徒健全育成事業補助金に係る関係資料について、記入漏れや交付決定日の誤り等が見受けられたので、書類作成指導と受付時の内容審査を徹底されたい。

### 【カ】

- ② 公有財産台帳において、財産目録の地積と相違が見受けられたので、日向市財務規則第161条の規定に基づき、適宜、照合を行い、常に最新の情報になるよう整備されたい。

### 【ク】

- ③ 地域と学校の絆を育む体制整備推進事業について、補助金交付申請の起案への合議や調定手続の漏れが見受けられたので、調定については日向市財務規則

第 27 条の規定に基づき適正に行うほか、同事業補助金手続きについては、学校教育課と連携を図りながら行われたい。

【ク】

- ④ 決裁伺書等に決裁日の記載のないものが見受けられたので、日向市教育委員会文書取扱規程第 5 条で準用する日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑤ 契約事務において押印を必要としない欄は日向市教育委員会文書取扱規程第 5 条で準用する日向市文書取扱規程第 19 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑥ 公用車使用市内旅行（依頼）兼自動車運転報告書において、補給燃料記載漏れが見受けられたので、日向市自動車管理規則第 5 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【サ】

- ⑦ 日向市子ども会育成連絡協議会に対する県子連会費負担金請求書には日付、宛名がなく不備な状態で処理されていたので、適正な請求書のもとで支払処理をされたい。

## （2）図書館

### 【意見、要望】

【オ】

- ① 清掃業務等、複数年にわたり役務の提供を受ける契約については、事務の軽減を図る目的からも長期継続契約への検討をされたい。

### 【注意事項】

【イ】

- ① 歳入事務において、土地建物貸付収入の調定がされていないものが見受けられたので、日向市財務規則第 27 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ② 入札書、委任状の日付が入札日と違っていたり、入札書封筒に日付の記載がないものが見受けられたので、適正に処理されると同時に、入札参加者への指導を徹底されたい。

【オ】

- ③ 業務完了届に添付書類があるにも関わらず、提出図書等にチェックが入っていないものが見受けられたので、添付書類のあるものについては必ずチェックを入れるように受注者への指導を徹底されたい。

【ク】

- ④ 契約事務において、收受文書に受付印がないもの、供覧されていないものが見受けられたので、日向市教育委員会文書取扱規程第 5 条で準用する日向市文書取扱規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑤ 契約事務について、決裁伺書に施行日、決裁日、取扱区分、内線番号の漏れているものが見受けられたので、日向市教育委員会文書取扱規程第5条で準用する日向市文書取扱規程第16条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務において押印を必要としない欄は日向市教育委員会文書取扱規程第5条で準用する日向市文書取扱規程第19条の規定に基づき適正に処理されたい。

### (3) 細島公民館

#### 【注意事項】

【イ】

- ① 公民館や印刷機の使用料金領収書の備考欄に記載すべき使用日の記載が漏れているものが散見されたので、適正に処理されたい。

【カ】

- ② 所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき適正に処理されたい。

【カ】

- ③ 公民館使用許可申請において、申請書にある営業・入場料徴収の有無欄にチェックが入っていないものがあつたので、遺漏のないよう適正に処理されたい。

### (4) 南日向公民館

#### 【意見、要望】

【イ】

- ① 手書きの領収証書の住所欄等が正確に記載されていないものが見受けられたので、日向市財務規則第41条の規定に基づき適正に処理されたい。

【キ】

- ② 南日向駅が隣接しており不特定多数の人が南日向公民館に容易に立ち寄れるので、防犯上の対策（防犯カメラや通報装置等）の強化を図られたい。

#### 【注意事項】

【イ】

- ① 公民館使用料の払込みに日数を要しているものがあるので、日向市財務規則第43条の規定に基づき適正に処理されたい。

【イ】

- ② 領収証書の書損等の処理については、日向市財務規則第41条第5項の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ③ 長期継続契約において予定価格が総額になっているものや特約事項が漏れているものが見受けられたので、日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、取扱要領の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ④ 業務委託契約に係る設計額が誤って修正されていたものがあったので、公用文作成の手引を参照の上、適正に処理されたい。

【カ】

- ⑤ 所管施設の自動販売機について、行政財産目的外使用申請許可等の手続が確認できないものがあるので、日向市財務規則第 162 条及び 162 条の 2 の規定により適正に手続を行われたい。

【カ】

- ⑥ 所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第 161 条及び 161 条の 2 の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑦ 公民館使用許可申請書に減免の根拠や確認印が漏れていたもので、日向市公民館管理運営規則第 11 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑧ 決裁伺書について取扱区分の記載のないものが散見されたので、日向市教育委員会文書取扱規程第 5 条で準用する日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

#### (5) 美々津公民館

##### 【意見、要望】

【イ】

- ① 手書きの領収証書の氏名欄が正確に記載されていないものが見受けられたので、日向市財務規則第 41 条の規定に基づき適正に処理されたい。

##### 【注意事項】

【イ】

- ① 領収証書の書損等の処理については、日向市財務規則第 41 条第 5 項の規定に基づき適正に処理されたい。

【イ】

- ② 領収書管理台帳の次年度繰越分で、使用開始年月が前年度と違った年月表記となっているものがあったので、適正に処理されたい。

【イ】

- ③ 領収書管理台帳に、会計課からの受領年月日の記載漏れが複数あったので適正に処理されたい。

【カ】

- ④ 所管の公有財産について、財産目録に登載されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第 161 条及び 161 条の 2 の規定に基づき適正に処理されたい。

別紙

令和4年度定期監査結果の措置状況について

課(かい)名( \_\_\_\_\_ )

指摘等	措置状況